COSMEbi 広告サービス利用規約

第 1 条(総則)

広告サービス利用規約(以下「本規約」という。)は、株式会社アイズ(以下「当社」という。)が運営する「COSMEbi」(第2条第2項で定義する。)のウェブサイト上に、広告(第2条第3項で定義する。)を掲載する本サービス(第2条第7項で定義する。)について、基本的な事項を定めるものである。申込者及び契約者は、本規約が本サービスに関する個別契約(第2条第12項で定義する。)のすべてに適用されることを予め了解したうえで本規約に同意するものとする

第 2 条(定義)

- 1.「当社」とは、株式会社アイズを意味する。
- 2. 「本サイト」とは、COSMEbi を意味する。
- 3. 「広告」とは、本サイト上に掲載する、当社が別途指定する様式による広告を意味する。
- 4. 「広告サービス」とは、本サイトに、広告を掲載するサービスを意味する。
- 5. 「関連サービス」とは、本サービスに付随して当社が提供する、広告を掲載するサービス以外の付随サービスを意味する。
- 6. 「付加的サービス」とは、当社が第三者と提携することにより当該第三者によって 契約者に提供されるサービス(当社提携先によるインターネット広告の配信等のサービス)等、当社が自ら直接提供するサービス以外のサービスをいい、契約者が本サービス を利用することによって、間接的に享受できるサービスを意味する。
- 7. 「本サービス」とは、広告サービス、関連サービス及び付加的サービスを総称する ものを意味する。 8. 「本規約等」とは、本規約、当社が定める本サービスに関する規 則、ルール、ガイドライン、及び当社の通知事項等の総称を意味。
- 9. 「申込者」とは、本規約に基づく基本契約の締結を、当社が指定する方式に則り申込んだ者を意味する。
- 10. 「契約者」とは、本規約に基づく基本契約を、当社との間で契約を締結した者を意味する。
- 11. 「本契約」とは、本規約に基づく基本契約を意味する。
- 12.「個別契約」とは、基本契約に基づき、当社の定めるアイテム掲載依頼書・広告サービス利用契約書に記入の上で、契約者と当社との間で締結する、本サービスの利用に関する個々の契約を意味する。 13.「利用料等」とは、利用料、更新利用料及びそれらに付随する消費税を意味する。

•

14. 「代理店」とは、販売パートナーその他名称を問わず当社から本サービスの販売、対価回収等の業務の委託を受けた者で、当社の許諾に基づき委託を受けた者を意味し、本規約の内容は当社と同じとみなす。

第3条(本サービスの内容及び変更)

- 1. 本サービスの内容は、当社が、アイテム掲載依頼書・広告サービス利用契約書、その他で定めるところによるものとする。
- 2. 本サイトの内容は、契約者に事前に承認を得ることなく変更されることがある。当該変更により契約者に損害、損失又は不利益が生じたとしても、当社はそれについて責任の一切を負わないものとする。
- 3. 本サービスの内容は、契約者に事前の承認を得ることなく変更されることがある。その際は、本サービスに係るウェブサイトに掲示する他、当社が適切と判断する方法により契約者に通知する。当該掲示等の後、当社が定める所定期間内に異議がない場合、又は契約者が本サービスの利用を継続した場合、契約者はこれを承諾したものとみなす。4. 前項の本サービスの変更は、締結済みの個別契約の内容には影響しないものとする。

第 4 条(利用条件)

本サービスの利用条件は、本規約等も含め、契約者に事前に承認を得ることなく、将来に向けて変更されることがある。その際は、本サービスに係るウェブサイトに掲示する他、当社が適切と判断する方法により契約者に通知する。当該掲示等の後、当社が定める所定期間内に異議がない場合、又は契約者が本サービスの利用を継続した場合、契約者はこれを承諾したものとみなす。

第 5 条(本契約の締結)

- 1. 本サービスの利用を希望する者は、本規約に同意したうえで、当社に対して、本契約の締結を申し込むものとする。
- 2. 申込者は、本規約の締結にあたり、当社に対して、次の事項を表明し保証する。
- (1)本サービス申込みにおいて申込者が述べた事実は、完全且つ正確である。
- (2) 本サービスの利用は、第三者のいかなる権利も侵害しない。
- (3)申込者は、本サービスのリンク先となるウェブサイトに関し、本サービスを利用するために必要なあらゆる権利を保有する。
- (4) 本サービスの利用にあたり、不法又は不正な目的又は意図をもっていない。
- (5)本サービスの利用にあたり、本規約等に違反する目的又は意図を持っていない。
- 3. 当社は、次に掲げる各号のいずれかの事由に該当すると判断する場合には、本契約締結の申込みを承諾しない。

なお、当社は、承諾しない措置に関し、申込者に対し一切の負担、責任を負わないもの とする。

- (1) 申込者が本サービスの利用者として不適切な場合。
- (2) 申込者が申込んだ本サービスのリンク先となるウェブサイトが不適切である場合。
- (3)申込みの際に提供した情報に虚偽の記載等がある場合又は申し込み時の事実表明に虚偽がある場合。
- (4) その他申込者に本サービスを提供することが不適切であると当社が判断した場合。

- 4. 申込者は、本サービスのリンク先として指定された申込者のウェブサイトに対し、本サービスによるリンクがなされることについて、当該ウェブサイトに関連する者(何らかの権利又は利益を保有するものを含み、これに限定されない)から必要な許諾等を得るものとし、かかる者との関係について申込者自らが全ての責任を負うものとする。
- 5. 申込者は、本規約の締結にあたり、当社に対して、申込者のウェブサイト、EC サイトなどの著作物の使用又は引用の承諾をしたものとする。
- 6. 当社は、申込者による本規約締結の申し入れに対し、当社所定の基準により審査を行うものとし、当社が承諾する旨の通知を行った時点で、本契約が締結されるものとする。
- 7. 法人又はその他の団体(以下「法人等」という)が、当該法人等に所属する個人を契約者として本サービスに利用申し込みし、本契約及び個別契約が締結された場合、その利用態様如何を問わず、当該法人等の利用であるとみなす。

第 6 条(個別契約)

- 1. 契約者は、当社が定める方式により、個別の依頼ごとに本サービス利用の申込みを行うものとする。
- 2. 当社は、前項の申込みに対し、当社所定の基準により審査の上、承諾する場合には、承諾する旨の通知を行った時点(代理店を経由して、申込者から本サービスの申込みがなされた場合については、当社が代理店に対して、当該申込みを承諾する旨の通知を行った時点)で、個別契約が締結されたものとし、申込者は個別契約の契約者として本規約の定めに拘束されるものとする。

3.

第7条(広告データの入稿)

- 1. 契約者は、前条第 1 項の手続を経て個別契約が締結された場合、当社が指定する形式及び方法で、当社の指定する期日までに、広告のデータを入稿するものとする。かかる入稿が当該期日までに行われなかったことによって契約者に何らかの損害、損失又は不利益等が生じたとしても、当社は一切の責任、負担を負わないものとする。
- 2. 契約者は、広告の内容、形式及びデザイン等が、第三者が保有する商標権、著作権(著作権法 27 条及び 28 条に規定されている権利を含む。以下同じ。)その他一切の知的財産権、既存のドメインに対する権利、その他の権利を侵害しないこと、法令(ガイドライン、業界団体の基準を含む。)並びに当社の定める本規約等に違反しないことを保証する。

第 8 条(広告の掲載)

- 1. 前条第 1 項の手続を経て広告のデータが入稿された場合、当社は、すみやかに、広告の掲載手続をする。
- 2. 当社は、広告の掲載不能又は掲載の遅延等によって契約者に何らかの損害、損失又は

不利益等が生じたとしても、本規約等に定める場合を除き、それについて一切の責任、 負担を負わないものとする。

第 9 条(本サービスの開始)

当社は、広告の掲載開始日(掲載完了日を含む)は、契約者に通知しないものとする。 第 10 条(掲載期間)

- 1. 個別契約に基づく契約者の広告の掲載期間は、アイテム掲載依頼書・広告サービス利用契約書により定めるものとし、自動更新以外は、当該期間満了日をもって個別契約は終了する。
- 2. 契約者が個別契約の更新を希望する場合は、当社に対して、期間満了日の20日前までに伝えるものとし、当社は更新の可否を審査したうえで、結果を契約者に伝えるものとする。審査は当社の完全な裁量によるものとし、いかなる場合でも当社は更新に応じないことについて責任を負わない。
- 3. 掲載期間を定めていない広告は1週間経過後、当社の判断で非掲載に出来るものとする。

第 11 条(利用料等)

- 1. 契約者は、当社が別途定める料金体系に基づき個別契約で定められる利用料等を支払うものとする。個別契約が更新される場合には、契約者は更新ごとに、当該料金体系に基づく更新利用料を支払うものとする。
- 2. 料金体系は、契約者に事前に承認を得ることなく、将来に向けて変更されることがある。その際は、本サービスに係るウェブサイトで掲示するか、メール等、で契約者に通知する。変更された料金体系は変更日の属する契約期間の次の契約期間以降に適用され、掲示又は通知の後、契約者が次の契約期間において本サービスの利用を継続した場合、契約者は変更された料金体系に基づく利用料が個別契約で定められることを承諾したものとみなす。

第 12 条(利用料等の支払い)

- 1. 利用料等の支払方法については、契約者が個別契約締結時に当社と取り決めた内容(具体的にはアイテム掲載依頼書・広告サービス利用契約書により定めるものとする。)に従うものとする。
- 2. 本規約等に別段の定めがある場合を除き、本規約等が解除その他いかなる理由で終了 した場合でも、当社は受領した利用料等を返還する義務を負わず、契約者は支払義務の 生じた利用料等の支払いを免れないものとする。

第 13 条(広告、個別契約の変更)

1. 個別契約締結後、広告の掲載期間中は、原則として、一度契約者が当社に提出した個

別の広告内容の変更はできないものとする。但し、個別契約、本規約等などで変更可能である旨の規定がある場合は、この限りでない。

2. 個別契約で定めた本サービスに関連する変更に関しては、個別契約締結後は、当社の審査を受けその内容が適切と判断された場合に限り、当社が定める手続(有償となる場合があるものとする)に従って行うことができるものとする。この場合、契約者は、当該手続が有償となる場合であっても異議を申し立てないものとする。

第 14 条(本契約の解約)

- 1. 契約者が本契約の解約を申し出るときは、当社所定の方法に従い、解約の意思と解約日を申告するものとする。
- 2. 契約者は、掲載開始日 3 ヶ月前までであれば、当社所定の方法に従い、個別契約を解約することができる。
- 3. 前項の場合を除き、個別契約の解約はできないものとする。ただし、個別契約に自動更新の定めがある場合は、契約者は更新しないことを求めることができるものとし、この場合は最終掲載月の掲載開始日 3 ヶ月前までに更新しない旨を申告するものとする。

第 15 条(免責事項等)

- 1. 当社は、本サービスを提供するため、最大限努力する。しかし、当社は、本サービスが常に完全な状態で提供されることを約束するものではないことを契約者は承諾すると共に、電源喪失による中断、誤作動、電気通信事業者によるインターネット回線の保守、第三者による加害行為等により本サービスの履行に支障が生じた場合、契約者は直ちに当社に連絡するものとする。なお、当社は、当該本サービスが不履行に陥った場合、本規約等の定めに従い対応を図るものとする。
- 2. 当社は、契約者による本サービスの利用の結果、効用、効果、表示回数、掲載位置等を、一切保証しないものとする。さらに、表示外観上の差異(機種による差異、ブラウザによる差異、本サイトのレイアウト・デサイン変更、変換技術の仕様変更による差異)、表示上の重大な差異(変換技術の仕様による表示不能)、機能不全が確認されたといえども、契約者は当社に一切異議を申し立てないものとすると共に、当社は契約者に対し、本サービスを完全な状態で提供することを一切保証しないものとする。
- 3. 当社は、申込者より申し込みがあったリンク先コンテンツの品質や価値の検閲又は審査の責任は一切負わない。当社は、リンク先コンテンツに対する責任を一切負わない。 4. 当社は、契約者より入稿された広告データについて、第三者が保有する商標権、著作権、名称に対する権利、知的財産権、その他の権利を侵害しているか否かについての確認又は検査の責任を一切負わない。当社は、この侵害についての一切の責任を負わない。
- 5. 本サービスは、掲載される広告について、当社が何らかの権利に基づき利用許諾等を行うものではなく、広告の種類を問わず商標権等の権利の有無、使用の可否等について

何ら保証するものではない。契約者は、自己の責任において広告を使用するものとし、 いかなる場合でも当社は契約者によるバナーの使用に関して共同使用者とみなされるこ とはなく、かかる共同使用者との誤認を招くような行為を行わないものとする。

- 6. 契約者が本サービスの利用によって第三者に対して損害を与えた場合、当社に故意又は重過失がある場合を除き、契約者は自己の責任において解決するものとし、当社に一切の損害を及ぼさないものとする。
- 7. 当社は、関連サービス、付加的サービスについて一切保証しない。関連サービス、付加的サービスの存在又は不存在が、当社によって告知されていたか否かにかかわらず、当社は、関連サービス、付加的サービスの増加又は減少について、契約者に対し何らの権利又は義務を有しない。

第 16 条(秘密保守)

当社及び契約者は、本サービスの利用に関して相手方から開示又は提供された機密情報を善良なる管理者の注意をもって取扱い、事前に書面により相手方同意を得ることなく、本サービスの目的以外に使用し、又は第三者に開示又は提供してはならない。ただし、正当な理由がある場合を除く。

第 17 条(本サービスの解除等)

当社は、契約者について次に掲げるいずれかの事由に該当すると判断する場合、何らの催告、通知をせずに契約者に対する本サービスの提供を中止若しくは停止し、又は催告を経ずに通知により個別契約を解除することができる。この場合、本サービスの中止若しくは停止又は個別契約の解除により契約者に損害、損失又は不利益等が生じたとしても当社は一切の責を負わない。

- (1)本規約等、個別契約を含め、契約に違反した場合。(第 5 条第 2 項又は第 3 項各号の一に該当した場合を含みこれに限らない。)
- (2)申し込みに関する書類、フォーム等に虚偽の記載があった場合又は申し込み時の事実表明に虚偽があった場合。
- (3) 本サービス申し込みにおいて、著しい誤解を招く情報、若しくは著しく誤った情報を提供した場合、又は重要な情報を隠した場合。
- (4) 本サービス申し込み又は利用により日本その他の国の法令に違反した場合。
- (5)第三者を誹謗中傷した場合、第三者の個人的情報(法人において秘密とされる情報を含む)をその者の同意なく開示した場合、第三者に感情的苦痛を与える行為をした場合、第三者の商標権、著作権、名称に対する権利、知的財産権、既存のドメインに対する権利、その他の権利を侵害した場合(なお、第三者から当社に対して契約者によるかかる権利侵害行為の存在が通知された場合において、本サービス運営機関又は代理店から契約者に対して当該通知の内容について問い合わせを行ったにもかかわらず、当社の指定する期間内に契約者が回答をしない場合には、当該権利侵害があったものとして本号を適用するものとする)。
- (6)利用料の支払いがないか、滞納した場合。

- (7) 本サービスの評価又は信用を意図的に毀損した場合。
- (8) 契約者が入稿する広告の内容が当社によって不適切と判断された場合。
- (9) 広告のリンク先となる契約者のウェブサイトを変更し、変更後のウェブサイトの内容が、当社によって不適切と判断された場合。
- (10)前各号のほか、当社が本サービスの提供又は契約(本契約、個別契約のいずれも含む)を継続しがたいと判断した場合。

第 18 条(本サービスの停止等)

当社は、次のいずれかに該当する場合、何らの催告、通知をせずに本サービスの提供を中止又は必要な期間停止することができる。この場合、本サービスの中止又は停止により契約者に損害、損失又は不利益等が生じたとしても、当社は本規約等に定める場合を除き、一切の責を負わない。

- (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合。
- (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合。
- (3) 火災、停電、天災地変、疫病の蔓延など不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合。

第 19 条(第三者との紛争解決)

契約者は、本サービスの利用、本規約等に違反したこと等を原因として、第三者との間で紛争等が生じた場合、自らの責任と一切の費用負担において当該紛争を速やかに解決するものとする。なお、本規約等に定める場合を除き、当社は当該紛争に関して、一切の責任を負わないものとする。

第 20 条(変更届出)

- 1. 契約者は、申込者名・代表者名・住所・電話番号・FAX番号・メールアドレス、URL等、 その他申し込みに際して当社に提供した事項に変更があったときには、直ちにその情報を提供した当社に変更内容を届け出るものとる。
- 2. 当社は、前項の届出があったときは、 その届出のあった事実を証明する書類を提示させることがあるものとする。
- 3. 第 1 項の届出のないときは、当社は、契約者に対し、当初契約者が提供した契約者の住所・電話番号・FAX 番号・メールアドレスなどの連絡先に対し通知すれば足りるものとし、当該通知が契約者に到達しなかったとしても、当該通知を発したときに契約者に到達したものとみなす。

第 21 条(譲渡の禁止)

契約者は、当社が事前に承諾した場合を除き、本契約及び個別契約上の地位並びに本サービスに対するいかなる権利又は義務についても第三者に譲渡、承継、担保設定その他の処分をすることはできない。

第 22 条(損害賠償)

- 1. 当社は、本サービスの提供にあたり、当社の故意又は重過失により、契約者に損害を与えたときは、契約者に対してその損害を賠償するものとする。但し、不法行為、債務不履行、その他請求原因の如何を問わず、当社は、いかなる間接損害、予見の有無にかかわらず特別な事情から生じた損害については、賠償の責任を免れるものとし、当社が責任を負う賠償額は、当該損害の発生した契約に関して契約者から受領した直近1箇月分の利用料等をその上限とする。
- 2. 契約者が、本規約等に違反し、又は本サービスの利用に関連して、当社に損害を与えた場合には、当社が本規約等の定めにより本サービス提供の一時停止、本契約又は個別契約の解除等をしたか否かにかかわらず、当該契約者は、当社に対してその損害を直ちに賠償する責任を負うものとする。
- 3. 第5条第7項の定めにより法人等の利用であるとみなされる場合において、当該個人が本規約等に定める事項に違反したことにより当社が損害を被った場合には、その時点で当該個人が法

人等に所属しているか否かに関わらず、当該法人等が当該損害を賠償する責任を負うも のとする。

4. 広告の掲載、利用、照会等、本サービスの利用により契約者が第三者の権利を侵害した結果、当社が当該第三者から請求又は要求を受けた場合、契約者は契約者の費用と責任の下で、当社を保護し、万一、当社が当該第三者に対し損害賠償義務を負い又はかかる請求若しくは要求に対応する費用(弁護士費用等を含む)を負担した場合、その損害額及び費用を当社に補償するものとする。当社は、当該第三者に現実に損害額を支払う前でも、当該損害額にかかる損害補償義務の履行を契約者に請求できるものとする。但し、損害及び費用の補償義務の履行請求に際し、契約者は自己の責に帰すべき事由がない場合に限り当社に弁明を申し立てることができる。

第 23 条(反社会的勢力の排除)

- 1. 当社及び契約者は、自ら又はその役員(取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう。)若しくは従業員において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとする。
- (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有する
- (4) 反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又

は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2. 当社及び契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約し、これを保証する。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. 当社及び契約者は、相手方が本条に違反した場合には、催告その他の手続きを要しないで、直ちに本契約又は個別契約を解除することができるものとする。
- 4. 当社及び契約者は、本条に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であって も、当該損害の賠償義務を負わないものとする。また、当該解除に起因して自己に生じ た損害につき、相手方に対し損害賠償請求することができるものとする。

第 24 条(準拠法)

個別契約に関する準拠法は日本法とする。

第 25 条(合意管轄裁判所)

本契約及び個別契約に関する紛争については、訴額に応じ東京地方裁判所又は東京簡易 裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。なお、調停を行う場合についても同様 とする。

第 26 条(存続規定)

第12条、第15条、第16条、第19条、第21条、第22条、第23条第4項、 第24条、第25条及び本条の規定は、本規約等の有効期間が終了後も有効に存続す る。

以上

2024 年 5 月 23 日 制定